

★—————☆—————☆—————★

JASDAQ Journal <第3号・平成22年5月6日発行>

★—————☆—————☆—————★

「JASDAQ Journal」第3号をお送りします。

今回のIR室訪問では、東映アニメーション株式会社に訪問しました。

★—M—E—N—U—————★

1. お知らせ
2. ご意見・ご要望・アイデアの募集
3. 突撃！IR室訪問
4. 証券取引等監視委員会コラム

★—————☆—————☆—————★

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4. を抜粋しております。

◆◇4. 証券取引等監視委員会コラム

「不公正ファイナンスへの対応(その5):未然抑止に向けた市場関係者との連携」

今回は、不公正ファイナンスの未然抑止に向けた監視委と自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会との連携による取組みについてご紹介したが、今回は金商法上の自主規制機関以外の市場関係者との連携についてご紹介したい。

第1に、日本公認会計士協会や監査法人との連携である。既に、不公正ファイナンスを行う上場企業の監査法人として、特定の監査法人や公認会計士が関与する点についてご紹介した。また第三者割当増資の割当先である海外籍のSPCの国内での常任代理人として特定の公認会計士が関与する事例も見られる。さらに、不公正ファイナンスを行う上場企業は、粉飾を行っていることもあり、この点での監査法人の関与も懸念されるところである。

このように監査法人、公認会計士が不公正ファイナンスを行う企業の監査等において、問題点の指摘等により当該ファイナンスを未然抑止することの役割が重要であり、不公正ファイナンスの問題について、日本公認会計士協会や個別監査法人での研修や意見交換等を通じて、監視委の問題意識や監査で注意すべき点、特定監査法人・公認会計士の問題について、認識を共有しているところである。特に、不公正ファイナンスが3月期決算の開示のタイミングで増加する傾向にあることから、昨年に引き続き今年も去る3月末に公認会計士協会主催の研修で、不公正ファイナンスの問題について、監視委から最近の動向も含め、ご紹介し、3月期決算監査の中での注意を呼びかけたところである。

次に、弁護士会、法律事務所との連携である。不公正ファイナンスで利用される第三者割当増資等については、リーガル・オピニオンや法的なアドバイスに弁護士が関与することが多い。また海外籍のSPCの組成やその常任代理人として弁護士が関与することもある。さらに、昨年夏以降各証券取引所で改正された

第三者割当増資に関する規則において、希釈化が25%以上の場合には、当該増資の必要性、相当性等について独立した第三者の意見書が求められるが、弁護士がそのような意見書を出す事例も少なくない。

このような弁護士、法律事務所の役割の重要性に鑑みて、監視委としては、この数年弁護士会、法律事務所との連携を強化しているところである。不正ファイナンスの問題も含め、証券市場での問題と弁護士の関与について、監視委の監視の中で把握されている問題や懸念をお伝えしているところである。

さらに、公認会計士や弁護士以外の専門的職業資格の団体、例えば日本不動産鑑定協会、日本税理士会連合会、日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会等とも連携を強化している。特に、最近の不正ファイナンスに関連する第三者割当増資において、現金による払込みの代わりに、現物出資、特に不動産の現物出資が増加しており、その中では当該不動産にかかる鑑定評価に懸念を持つ事例も把握されていることから、特に不動産鑑定協会及び不動産鑑定士を監督する国土交通省には、警戒を呼びかけている。

上記のような諸団体以外にも、監査役の役割の重要性を踏まえ、日本監査役協会でも不正ファイナンスの問題を含め証券不正取引の問題について講演を行っているほか、このような証券取引所のメルマガや各種媒体を通じて一般投資家に対する情報発信も強化しているところである。

本メルマガをお読みの方々においても、不正ファイナンスの問題を認識いただき、それぞれの立場で、その未然抑止にご協力をいただければ幸いである。

---

☆著者紹介 佐々木 清隆

東京都出身。1983年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融監督庁(現金融庁)検査局、OECD(経済協力開発機構)、IMF(国際通貨基金)等海外勤務を経て、2005年証券取引等監視委員会特別調査課長。2007年7月より同委員会事務局総務課長。